

盛岡市福祉施設等集中的検査 実施手順書

(集中的検査実施対象者向け)

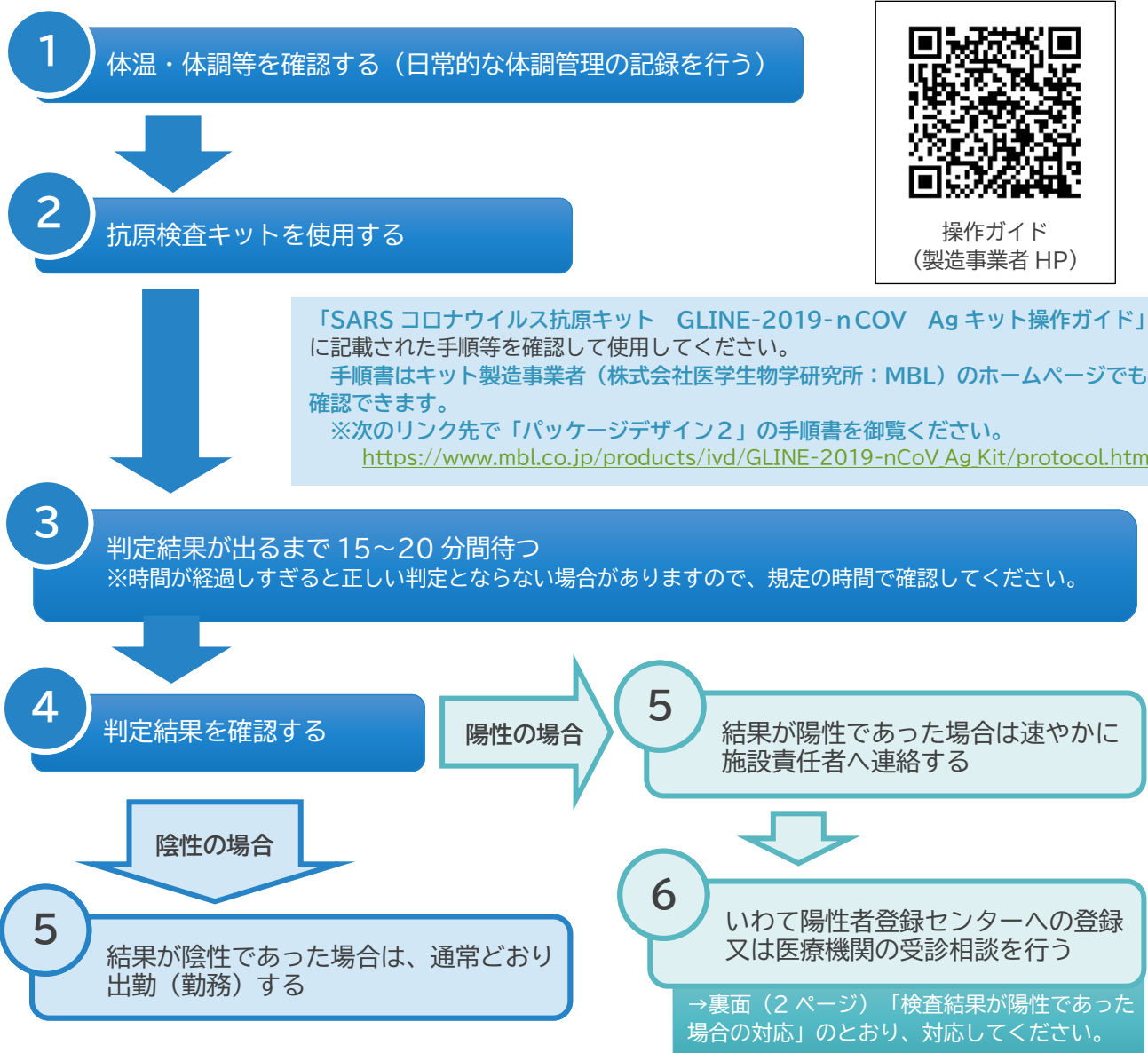
盛岡市 保健福祉部 障がい福祉課、介護保険課
子ども未来部 子ども青少年課、子育てあんしん課

先に配布した抗原検査キット（以下 「キット」という。）は、**施設の職員の皆様**について、**定期的に検査**をしていただくため、国から供給されたものです。

本キットを市が示す用途以外で使用することはできませんので、**施設責任者の方の指定する日程**により、適切に検査を実施してください。

抗原検査キットによる検査実施に際しては、次の内容を確認の上、適切に使用していただきますようお願いいたします。

定期的検査 簡易フローチャート 検査日当日の流れ



検査結果が陽性であった場合の対応

配布したキットを使用し、判定が陽性を示した場合は、年齢又は基礎疾患の有無等により、次のいずれかの対応としてください。

① 65 歳以上の場合（65 歳未満で基礎疾患等を有し重症化リスクが高い場合等）

施設責任者へ陽性の判定となったことを連絡し、出勤せず自宅にて待機してください。

その後、医療機関への受診を速やかに行ってください。かかりつけ医等へ電話で連絡し、

「**抗原検査キットを使用し、陽性と判定された**」こと、「**現在の症状**」を伝えてください。

受診する医療機関が見つからない、または、かかりつけ医がない場合等は、市ホームページの案内又はいわて健康フォローアップセンターへ相談してください。

発熱等の症状のある方の相談・受診のご案内（市ホームページ）

<https://www.city.morioka.iwate.jp/corona/1032075/1029823.html>

いわて健康フォローアップセンター 連絡先

電話：0570-089-005 / 受付：24 時間全日（土日祝日を含む）



発熱等の症状のある方の
相談・受診のご案内
（市 HP）

② 65 歳未満の場合で、基礎疾患等が無い方

施設責任者へ陽性の判定となったことを連絡し、出勤せず自宅にて待機してください。

その後、「**自己検査による陽性者**」として、**いわて陽性者登録センター**への連絡を行ってください。

センターへの連絡は、登録フォームまたは電話にて行ってください。

いわて陽性者登録センター 連絡先

手続き等の詳細（岩手県ホームページ）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/seido/1058849.html>

電話：0570-005-451（9 時から 17 時まで。土日祝日も受付可能）



いわて陽性者登録
センター（県 HP）

なお、陽性が判明した場合の一般的な対応については、盛岡市公式ホームページにも情報を掲載しておりますので御覧ください。

陽性と診断された方へ（盛岡市公式ホームページ）

<https://www.city.morioka.iwate.jp/corona/1032075/1039017.html>



陽性と診断された方へ
（市 HP）

抗原検査キットの使用における注意事項

(1) 配布したキットの使用条件

市が別途指定する期間（集中的検査実施期間）中に原則週2～3回程度の検査を実施することを想定しています。
実施する期間及び1週当たりの検査回数等については、施設責任者より別途連絡します。
ただし、集中的検査実施期間中においても、次の状況の場合は実施しないこととします。

職員の定期的検査を実施しない場合

- ・ **高齢者・障がい者施設の入所系施設において、保健所により助言指導の対応が入った場合**
→ 収束までの期間は、職員の定期的検査を実施する必要はありません。
ただし、別途、施設所管課等の要請により、②スクリーニング検査を実施する場合があります。
- ・ **新型コロナウイルス感染症の陽性者となり、療養期間中及び療養解除後 30 日間経過していない場合。**
→ 該当する職員については、職員の定期的検査を実施しません。

なお、配布したキットを使用し、定期的検査とは別に次の検査を実施する場合があります。実施については施設責任者の方へ御確認ください。

- ・ 施設内での感染者が判明した場合のスクリーニング検査
- ・ 夜間・休日時における緊急的な対応等のため施設において必要と判断した検査

配布した抗原検査キットの使用を推奨しない状況

次の状況については、配布した検査キットを使用しての検査は推奨しません。

もし使用した場合は、施設において、所定の期間中の定期的検査等を実施できるよう、薬局等で販売している薬事承認された抗原検査キットを補充の上、定期的検査を実施していただきます。（検査自体を禁止する意図ではありませんので、職員、施設等が購入したキットを使用し実施される場合はこの限りではありません。）

配布した抗原検査キットの使用を推奨しない状況

- ・ **職員本人又は入所者・利用者本人以外を検査する場合**
（職員の家族、入所者の家族、利用者の家族、施設来訪者等を対象とする）
- ・ **無症状の入所者・利用者に対する定期的な検査（スクリーニング検査を除く）**
- ・ **濃厚接触者以外の接触者等を対象とした検査**
- ・ **新型コロナウイルス感染症の陽性者で、療養期間中及び療養解除後 30 日間経過していない場合。**

接触者等になったことにより、感染の有無について不安である無症状者の場合は、岩手県が実施する無料の検査等も利用できます。実施期間等については岩手県のホームページを御確認ください。

PCR 等検査の無料受検について（岩手県ホームページ）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/seido/1048469/1048471.html>

(2) 定期的検査の進め方

① 実施日の確認

施設ごとに検査日を任意に設定していただきますので、検査のサイクルは別途指示がある所定の回数（週2回又は週3回）の検査を実施してください。

個々の事情（勤務条件上の週当たりの勤務日が少ない、休暇等の取得により検査実施週の出勤日が無い又は少ない等）のため、検査実施回数が指示した所定の回数を満たさない場合でも、検査日を別の日に再設定する等の必要はありません。

例：検査の指示が週 3 回だが、勤務日が週 1 日の場合→原則として、勤務日当日の出勤前のみ実施すること。

検査結果については、施設において取りまとめを行いますので、施設で決めている連絡方法で報告を行ってください。

② 検体の採取について

キットに関する添付文書をよく読み検体を自己採取してください。

「SARS コロナウイルス抗原キット GLINE-2019-nCoV Ag キット操作ガイド」に記載された手順等を確認して使用してください。

手順書はキット製造事業者（株式会社医学生物学研究所：MBL）のホームページでも確認できます。

※次のリンク先で「パッケージデザイン2」の手順書を御覧ください。

https://www.mbl.co.jp/products/ivd/GLINE-2019-nCoV_Ag_Kit/protocol.html

出勤（始業）前に自宅等にてキットを使用し、判定を行うことを推奨します。

そのため、検査実施前日までにキットを自宅に持ち帰る等の対応を行ってください。

職場で実施する場合は、始業前を原則とし、陽性が判明した場合は施設内での感染を広げないよう速やかに自宅での待機又は医療機関を受診してください。

(3) キットの廃棄方法

職員の定期的検査を自宅で行った場合、使用したキットを廃棄する場合は次のとおりとしてください。

なお、事業所において廃棄する場合は産業廃棄物としての処分となりますので、施設にて契約している処理業者にも取り扱いについて御確認ください。

検査結果が陰性であった場合

検査キットに同梱された廃棄用の袋に密封し、燃やせるごみとして処分してください。

検査結果が陽性であった場合

判定結果検出後のキットの写真を撮影(※)した後、検査キットに同梱された廃棄用の袋に密封し、72 時間経過（3 日経過）後に燃やせるごみとして処分してください。

※65 歳未満の方については、市及び施設への報告とは別に、陽性判定者本人より「いわて陽性者登録センター」への報告を行っていただく必要がありますが、その際に検査キットの判定結果の画像が必要となります。

(4) 使用前のキットの保管について

保管する環境については常温（2～30℃）とするようお願いします。

特に、今回の実施期間が冬季であるため、試薬を凍結させないよう十分に御注意ください。

(5) 禁止事項

キット使用者及び施設において、配布したキットを使用するにあたり、次の事項については、いかなる場合においても禁止とします。

- ・配布されたキットを、盛岡市の許可なく、盛岡市が検査対象とする施設の職員、入所者・利用者以外の第三者へ譲渡すること。（譲渡の形態については有償、無償の別を問わない。）
- ・配布されたキットを検査対象者が使用したと偽り、検査結果を報告すること。
- ・配布されたキットを使用して判定された結果と異なる報告を行うこと。